

監 査 公 表

7 弥監公表第 13 号

令和 7 年 10 月 9 日付けで請求のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 5 項
の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 6 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行

第 20 号様式（第 24 条関係）

7 弥監第 63-1 号
令和 8 年 1 月 6 日

請求人 代表者 [REDACTED] 様
[REDACTED] 様

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行

弥富市職員措置請求監査結果通知書

令和 7 年 10 月 9 日付けで提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号、以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第 5 項の規定により監査を実施したので、監査結果について下記のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

代表者 [REDACTED]
[REDACTED]

2 請求書の提出日

令和 7 年 10 月 9 日

3 請求の内容

請求人提出の職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

請求の要旨（原文のままを記載した。ただし、施主の実会社名が記載されている箇所は「建築主」とした。事実証明書の内容は省略した。）

（1）誰が、いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか

①誰が（請求の対象職員）

弥富市長 安藤正明 および 当該開発行為の事前協議・道路認定・
公有地管理を担当する部署の課長（例：都市整備課長、土木課長など）

②いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか 怠る事実の概要

弥富市鯉浦町西前新田 110 番地 他 9 筆（計 4,634.08 平方メートル）で大規模マンション開発を行う建築主が、当該開発地の周囲の弥富市が管理・所有する水路敷地に無断で柵を設置し、さらに弥富市鯉浦町西前新田 143 番地および 112 番地 2 の市有地に無断で工事用現場事務所を建設している。市は、事前協議等によりこれらの不法占拠を把握していたにもかかわらず、是正措置（撤去命令、使用料徴収、損害賠償請求、および刑事告発など）を講じることなく黙認し続けていた不作為。

法的根拠

この不作為は、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する公有財産の管理を怠る事実に該当します。

(2) その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

市長および関係職員のこの不作為は、地方自治体に課せられた公有財産管理の基本原則に決定的に違反しており、その悪質性から刑事・行政措置の放棄と評価されます。

弥富市の黙認行為の示唆

過去の水門工事の土砂投棄事件において、弥富市職員が権限のない土地改良区に口頭で了解を求め、事実上の黙認を得ていた前例があります。もし、建築主が市に対し口頭での「承認」を求めていたにもかかわらず、市が許可権限がないことを承知の上で黙認していたとするならば、これは極めて悪質な官民癒着による違法な利益供与です。

刑事告発の義務放棄（口頭了解がない場合）

仮に、建築主が弥富市に対し口頭了解さえ求めずにフェンスや現場事務所を設置したとするならば、これは権限のない土地に無断で工作物を設置したという不動産侵奪罪（刑法第 235 条の 2）等に該当する極めて悪質な刑事事件です。市は公有財産の管理者として、警察への刑事告発（捜査機関への報告）を怠っている不作為は、地方公務員の職務放棄に等しい。

公有財産管理の基本原則違反

市有地を無許可で業者に使用させている状態を放置することは、公有財産を不法占拠状態から回復させ、本来の利用可能性を確保する職務上の義務を放棄するものです。

市長の指揮監督責任の放棄

頻繁な協議があったにもかかわらず、公共事業を前提とした一連の行政手続きの中で不法占拠を長期間放置した事実は、市長が指揮監督

義務を怠った結果であり、市長自身にも過失が成立します。

市長の指揮監督責任の放棄

市長は、この開発事業を前提とした一連の行政手続き（道路認定変更、用地交換）全体に対する最高責任者であり、職員の職務執行における法令遵守を徹底させる指揮監督義務を負っています。頻繁な協議があったにもかかわらず不法占拠を長期間放置した事実は、市長が指揮監督義務を怠った結果であり、市長自身にも過失が成立します。

(3) その結果どのような損害が市に生じているのか

弥富市長およびその職員の不作為により、市と市民全体の財産的利益が継続的に損なわれています。

不当利得の放棄と経済的損失

建築主は、市有地を無償で工事用敷地として利用することにより、本来支払うべき使用料相当額という利益を得ています。市長がこの不当な利用を放置し、使用料や賠償金を請求しないことは、市が持つ権利の行使を怠っていることにあたり、違法な財産管理の怠りです。

建設業法上の資格維持に対する黙認

建設業法の許可を受けた企業は、各種法令の知識と遵守を前提としています。建築主の行為が不動産侵奪等の違法行為である場合、法令遵守の前提が崩れしており、市がこの事実を関係行政庁に報告し、建設業法上の処分を求める措置を怠ることは、公務員としての職務怠慢です。

市の財産管理体制への信頼失墜

市有地が長期間にわたり無許可で使用されている事実は、市の公有財産管理能力が欠如していることを示し、市民の市政に対する信頼を著しく損なっています。

(4) どのような措置を請求するのか

監査委員は、監査の結果に基づき、市長に対し以下の措置を講ずるよう勧告することを請求します。

①市長は、不法占拠を行っている当該事業者に対し、直ちに市有地からの仮囲いおよび工事事務所の撤去を命じ、原状回復を完了させるための実効的な措置を講じること。

②市長は、不法占拠が開始された時点に遡り、不法占拠者に対し、市有地の無償利用により得た不当利得（使用料相当額）および損害賠償金を請求するための法的措置（訴訟提起など）を直ちに講じること。

③市長は、本件不法占拠について刑事事件の可能性を視野に入れ、直ちに警察等捜査機関への告発を行うこと。

④市長は、建築主の法令遵守体制の欠如を理由として、関係行政庁に

対し、建設業法に基づく厳正な監督処分（建設業許可の取り消し等）を求め、その結果を市民に公表すること。

⑤市長安藤正明氏は、本件の不作為により市に生じた損害について、指揮監督上の過失の責任に基づき、弥富市に対して当該損害額を賠償すること。

⑥市長は、本件黙認に関与した担当職員に対し、地方公務員法に基づく厳正な懲戒処分を行うこと。

以下、令和7年11月17日の陳述、追加反論及び、令和7年11月18日提出の追加（写真）に基づき、令和7年11月26日に次の⑦、⑧、⑨の追加請求があったので追記（補正）とする。（原文のままを記載した。反論書と事実証明書の内容は省略した。）

⑦工事用フェンスで囲まれた部分の市が所有・管理する土地の使用については、弥富市公用物管理条例第8条に基づき使用料を徴収せよ。
⑧不正に使用した部分については、弥富市公用物管理条例第19条に基づき過料を徴収せよ。

⑨市が所有・管理する土地に敷かれた鉄板について、占用状態である事から使用料を徴収せよ。

第2 要件審査及び請求の受理

本請求は、法第242条第1項に定める要件を満たしているものと認め、令和7年10月9日付け、また、追記（補正）分を令和7年11月26日付で受理した。

第3 監査の実施

本件について、以下のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、令和7年11月17日、陳述を行った。また、追加反論の提出と令和7年11月18日に追加の事実証明の写真の提出があった。

2 監査対象部局の陳述

対象部局を建設部土木課とし、令和7年11月17日、建設部長、土木課長（他に主査、技師も同席）からの陳述の聴取を行った。

第4 監査の結果

1 請求人の陳述において確認した事項

請求人 [REDACTED] (以下、「請求人」という。) から、下記の 5 項目 (一部請求書と重複の内容あり) について説明があった。(請求人から意見陳述書の説明文の提出があり、項目以外の内容は省略する。)

- (1) 現状は明白な不動産の不法占拠であること
- (2) 「道路工事の承認」による正当化の否定
- (3) フェンス新設に関する不合理性の指摘
- (4) 損害賠償とペナルティ（過料）の必要性
- (5) 違法性の確認と関係者の責任追及

また、代表請求人 [REDACTED] (以下、「代表請求人」という。) は、弥富市平島中三丁目 15、28 番地先の開発の新築工事 (以下、「平島開発工事」という。) に伴う仮囲い組立等に伴う道路占用許可で、市道を約 50m、幅 6.0m を通行止めにし、工事現場として利用するために占用許可をとり、また、工事現場全体を囲む仮囲いの占用も含めて約 87 万円を占用料として市に支払っているのに対し、本件の鰯浦町西前新田の当該現場は、同様に市道及び水路管理用道路を仮囲いで囲んでマンション建設のために道路も含めて一体で使用していることに対し、無償であることは整合性に欠けると主張する。

その後、代表監査委員から、代表請求人に対し、請求書 (10 月 9 日付け) の添付写真の撮影された日と現場事務所が建てられたと認識した日はいつかという質問に対し、10 月 9 日以前という回答であった。

2 土木課職員の陳述において確認した事項

(1) 代表監査委員より、パネルフェンスや現場事務所について、打合せ、許可及び現場事務所の設置と撤去の経緯について説明を求めたところ、土木課は、承認工事申請者 (以下、「施工業者」という。) との事前の打ち合わせで、砂埃対策でパネルフェンス設置を要望し、それで、承認工事を許可したと説明した。

また、現場事務所の設置から撤去の経緯としては、10 月 7 日に現場事務所について (公有地に建っていると) 指摘され、施工業者にも聞き取りをし、現地に確認に行った。施工業者からは、10 月 1 日から 2 日にかけて現場事務所を設置したことを確認し、速やかに撤去するよう施工業者に指示した。施工業者からは撤去の段取りが必要の説明もあって、施工業者から撤去の連絡が入ったのが 10 月 14 日であったと経緯を説明した。

次に、代表監査委員から、土木課に公有地に現場事務所を設置したことに対する占用料等について説明を求めたところ、施工業者から現場事務所に対する占用料等の支払いの申し出がある状況であり施工業者とも調整中と説明した。

次に、代表監査委員から、今後のパネルフェンスについての対応をどうするのかと、現場事務所の公有地への設置について、土木課へ事前に協議はなかったのかについて説明を求めたところ、パネルフェンスについては、今後も砂埃が飛ばないよう設置したままとし、現場事務所の設置については、土木課への事前の話はなかったと説明した。

次に、監査委員から、請求人からの購入した民有地側の中にパネルフェンスを設置できないかという趣旨に対し、市の考え方の説明を求めたところ、建設部長は、パネルフェンスで囲っている道路部分は、工事中という考え方で、現場保全で業者にやってもらっていることで、工事の仮設工でマンションの建設との兼用で道路工事の仮囲いをしていただいていると説明した。

3 令和7年11月4日の現地説明会を監査委員（2名）と監査委員事務局（2名）、市側で土木課長他2名、施工業者の現場担当が出席し、下記の説明を受け確認した。

（1）鰐浦川3号の河川の水路区域として、鰐浦町西前新田143番、112番2及び144番2を含んでいることを確認し、この3筆の中に、水路構造物及び水路の管理用道路があることの説明を受けた。代表請求人が指摘している現場事務所は、水路管理用道路の南端部の143番及び112番2の筆上にあったことの説明を受け、請求人の事実証明の写真のとおりの現場事務所が設置されていた位置の確認をした。

現場事務所は、縦9.2m、横5.8mで占用面積は53.36m²となる。監査委員事務局より、施工業者の現場担当者に現場事務所を水路管理用道路に設置から撤去までの経緯と設置理由の説明を求めたところ、下記のとおりであった。

時系列 令和7年10月1日から2日 現場事務所設置

令和7年10月7日 代表請求人に公有地に現場事務所を設置していることを指摘される。

令和7年10月7日 現場担当者が土木課へ報告し、土木課が現地確認をして、土木課より現場事務所の速やかな撤去を指示される。

現場担当者は、指示に従い、現場事務所撤去の段取りすることを約束した。

令和7年10月14日 現場事務所の撤去が完了し、現場担当者が土木課へ報告をした。

現場事務所の公有地の設置理由は、現場担当者から承認工事で工事期間が令和7年5月21日から令和9年3月13日までの許可を受けたので、承認工事が完了するまでは、現場管理を含めて現場事務所を設置しても支障にならないものと勘違いして土木課に相談や許可を得ることなく設置してしまった。悪意があったわけではありませんとの説明を受けた。

また、土木課は出入口付近の敷鉄板について、承認工事で許可しているので無償で使用料相当額は徴収していないと説明した。

第5 認定した事実

1 マンション建設に関連して、「準用河川に関する工事の設計及び実施計画承認申請書について（承認）」（以下、「河川承認工事申請書」という。）について2件（①、②とする）と「道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書について（承認）」（以下、「道路承認工事申請書」という。）について2件（③、④とする）の承認工事申請書が申請され許可されている。それぞれの承認工事の概要の内容は下記のとおりである。

①河川承認工事申請書

許可日 令和7年4月18日
許可番号 7弥土第26号
工事の場所 弥富市鯉浦町西前新田112番、144番地先
河川名 鯉浦川3号
工事の種類 碎石舗装新設、パネルフェンス新設
工事の期間 令和7年4月21日から令和7年5月20日まで

②河川承認工事申請書

許可日 令和7年5月1日
許可番号 7弥土第28号
工事の場所 弥富市鯉浦町西前新田112番、144番地先
河川名 鯉浦川3号
工事の種類 アスファルト舗装新設、ガードレール新設、排水側溝新設
工事の期間 令和7年5月21日から令和9年3月13日まで

③道路承認工事申請書

許可日 令和7年4月18日

許可番号 7令弥土第7-9号
工事の場所 弥富市鯉浦町西前新田144番、148番地先
路線名 市道鯉浦302号線
工事の種類 碎石舗装新設、パネルフェンス新設
工事の期間 令和7年4月21日から令和7年5月20日まで

④道路承認工事申請書

許可日 令和7年5月18日
許可番号 7令弥土第7-10号
工事の場所 弥富市鯉浦町西前新田144番、148番地先
路線名 市道鯉浦302号線
工事の種類 アスファルト舗装新設、ガードレール新設、排水側溝新設
工事の期間 令和7年5月21日から令和9年3月13日まで

上記①、③の各承認工事において、「パネルフェンス新設」となっているが、承認工事を提出する前の土木課と施工業者の事前の打ち合わせで、土木課より業者に対し、アスファルト舗装新設工事は、重機等で新設舗装を損傷しないように、マンション新設が終了してからの工事のため、それまでの期間は碎石舗装で存置しておくため、本来、開発工事側と道路境界の間に設置するパネルフェンスを周囲の住宅に対する砂埃対策として、碎石道路と水路の間の法面にパネルフェンスの設置要望をしており、その要望を受けて業者からの承認工事①と③の中で、道路標準断面図の中にパネルフェンス H=2000 を明記してある。承認工事の土木課が引き継ぐ内容の構造物は「碎石（RC）t=450 舗装」の道路路体の部分であることは明らかであり、土木課も仮設のパネルフェンスを新設と表記する必要はなかったと誤記載を認めた。

そして、引き続きの承認工事の②と④の工事の種別は「アスファルト舗装新設、ガードレール新設、排水側溝新設」と土木課が工事完成形の承認として引き継ぐ内容の工種が標記しており、それぞれの承認申請内の添付図面においても道路標準断面図（第2完成版）には、「表層工、路盤工、ガードレール、側溝、張りコンクリート」と表記してある。よって、撤去される予定の仮設のパネルフェンスについては、表記されていない。

- 2 代表請求人が陳述で述べた平島開発工事は、道路占用許可（令和7年6月12日付け7令弥土第77号）で許可している。許可に至った経緯は、施工者が南側物販店舗と北側駐車場敷地で挟まれた市道平島199号線が通っており、開発工事をする際一体として使用したい申出が土木課にあった。

この市道平島 199 号線は、一般通行の供用開始をされていた道路であり通学路でもある。市街地ということで迂回路も確保できることから、市民協働課長、環境課長、学校教育課長の合議を得て、市道平島 199 号線の業者への占用許可及び他市道の仮囲い（道路上）を含めて面積 402.89 m²の占用を許可した。そして、道路占用料条例に基づいて占用料 870,480 円（240 円/m² × 403 m² × 9 カ月）を徴収している。

- 3 施工業者は土木課に対し、水路の管理用道路の公有地上に現場事務所を設置したことに対して、令和 7 年 11 月 18 日に顛末書の提出をし、令和 7 年 12 月 3 日に令和 7 年 10 月 1 日から 14 日までの使用料相当額の 9,949 円の支払いがあった。その納入通知書兼領収書には、納入目的として、河川管理用道路損害金と明記されている。土木課は使用料相当額の算出根拠として、弥富市行政財産目的外使用料条例を参照し同条例第 2 条及び別表を使用した。別表によれば、「当該土地の適正な評価額に 100 分の 5 を乗じて得た額」で、「土地の使用のうち使用期間が 1 月未満のもの若しくは駐車場その他の施設に利用を伴うもの又は建物の使用については、上記の額に 100 分の 110 を乗じた額とする。使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が 1 年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお 1 月未満の端数があるときは、1 月として計算するものとする。」とされていることから、本件では水路に隣接する宅地の単位面積当たりの固定資産税評価額を当該土地の適正な評価額として使用料相当額を算出した。
- 4 出入口付近の敷鉄板について、道路法第 32 条の道路占用許可ではなく、同法第 24 条の承認工事申請での取扱いであることを確認したところ、令和 5 年 4 月までの申請は、道路占用許可申請の取扱いをして、敷鉄板は、道路の損傷の防止する目的で設置することから道路占用料条例第 2 条第 3 項第 11 号に基づき、占用料の免除をしていた。そして、令和 5 年 5 月からの申請は、同法第 24 条第 1 項の「道路管理者以外の者は（一部省略）道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる」の規定に準じて、承認工事申請で取り扱っており、承認工事申請は使用料相当額を徴収する規定はないので、市が使用料を徴収することはできない。令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 11 月 7 日までの許可分の計 42 件について、敷鉄板に関しては全て道路使用料を徴収していない。

敷鉄板を道路占用物件から承認工事物件に変更した理由として、「占用物件」の定義は、「道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、道路の空間を独占的・継続的に使用すること」（国土交通省の H P より抜粋）であ

り、また、道路管理事務担当者会議質疑応答集（監修 建設省道路局路政課）によると、道路の損傷防止のための鋼板等の取扱いについて、道路占用許可を受けた部分を独占排他的な使用を認めることになるので、同法第32条には該当しない。道路構造に影響があるからこそ講じる予防措置であることから同法第24条該当として取り扱うべきである（一部要約）となっている。それを受け土木課が、敷鉄板を道路占用物件から承認工事物件に変更したこと、使用料相当額にあたる占用料を徴収しないことは法令遵守の観点で占用物件から承認物件へ見直したことは不合理とはいえない。

5 本件の敷鉄板の承認工事許可の経緯は、施工業者が土木課の承認工事許可を受けないまま令和7年10月1日から布設していた。令和7年10月23日に土木課に対し、施工業者から承認工事区域以内の出入口付近の碎石道路の養生のために敷鉄板を設置したが、承認工事申請は必要かの問い合わせに対し、土木課は施工業者に対し承認工事申請書を提出するよう指導をした。その後、水路の管理用道路側で、河川承認工事申請書で令和7年10月24日に申請され、令和7年10月25日に施工業者から承認工事申請前の敷鉄板に関して謝罪文の提出があり、令和7年10月31日付け7号弥土第132号で許可されている。次に市道側で、道路承認工事申請書で令和7年10月24日に申請され、令和7年10月31日付け7号弥土第7-70号で許可されおり、上述のとおり道路の使用料相当額は徴収しない。

第6 監査委員の判断

上記の事実を前提として、まず次の3点について、財務会計上の行為又は怠る事実により弥富市に損害を与えたか否かについて、次のとおり判断する。

1 代表請求人は、施工業者が市に無断でパネルフェンスを設置しており、それを放置している市が財産管理について怠る事実があるという趣旨の主張をしている。

しかし、土木課と施工業者は、承認工事①と③を提出する前に事前協議を行っており、その中で、土木課より、施工業者に対し、本来、開発工事側に設置する仮設のパネルフェンスを周囲の住宅に対する碎石道路の砂埃対策として、碎石道路と水路の間の法面にパネルフェンスの設置要望をしており、その要望を受けて施工業者からの承認工事①と③の中で、仮設のパネルフェンスH=2000設置したものである。土木課においては、周囲の宅地や住民の環境保全、安全配慮を考慮し業者に要望したことは、職員

の職務執行における法令違反や不法行為があったとは認められない。また、施工業者においても、市の要望に応じて仮設のパネルフェンスを設置していることから、不法占拠している意図がないことはあきらかである。

よって、仮設のパネルフェンス設置について、市は公有地の財産管理を怠る事実はないものと判断する。

2 代表請求人は、施工業者が土木課に事前に相談や協議することなく無断で現場事務所を水路の管理用道路の南端部の143番及び112番2の筆上に設置したことは、不動産侵奪罪に該当し、不法占拠が開始された時点に遡り、施工業者に対し、市有地の利用で得た不当利得（使用料相当額）及び損害賠償金を請求するための法的措置（訴訟提起など）を直ちに講じるべきと主張する。

施工業者は、現場事務所を土木課に事前に相談や協議することなく無断で、令和7年10月1日から2日にかけて設置し、令和7年10月7日に土木課から撤去の指導を受け、令和7年10月14日に撤去が完了している。令和7年11月18日には顛末書の提出があった。現場事務所が公有地に14日間不法に占有状態であったことは事実であるが、土木課が現場事務所を設置されているのを確認し、すぐに指導による是正措置をしていることを考えると、不法な現場事務所の設置状況が相当な期間放置されていた状態ではない。

よって、土木課が公有地の財産管理を怠っていたということまではいえない。

次に、公有地に14日間現場事務所が設置されていたことは、不法占有に該当しており、施工業者が不当利得を得た事実と、土木課が使用料相当額の損害が発生した事実が認められるので、土木課は、施工業者に対し、土地の使用料相当額の損害賠償請求又は不当利得返還請求を求めなければならない義務がある。

そこで、土木課は施工業者に対し、民法703条の規定により不当利得の返還請求を求め、施工業者は令和7年12月3日に使用料相当額の9,949円を支払った。

よって、一時的に財務会計上の損害が発生したとはいえ、使用料相当額が補填されたことから、行為の違法性や結果の重大性は低いと判断する。

3 代表請求人は、市が所有・管理する土地に敷かれた鉄板について、占用状態であることから使用料を徴収せよと主張する。

施工業者は、出入り口付近の本件敷鉄板を、令和7年10月1日から承認工事許可なく不法に設置したが、施工業者から令和7年10月23日に出

入口付近の道路養生のための敷鉄板に関し許可が必要かの問い合わせがあり、土木課は施工業者に対し同日に敷鉄板の承認工事申請提出を指示し、令和7年10月31日に承認工事許可をしている。このことは、所管として法令の範囲を逸脱しているとまではいえない。そして、本件敷鉄板は、承認工事申請で取り扱っており、使用料相当額を徴収する規定はないので、市が使用料を徴収することはない。

よって、住民監査請求の対象となる財務会計上の「違法又は不当な行為」又は「違法又は不当に怠る事実」にあたる公金の賦課、徴収を怠る事実や財産の管理を怠る事実はないものと判断する。

4 結論

上述の第6の1から3の判断を基に、本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求書の第1の3(4)①から⑦、⑨は棄却する。⑧は却下する。

5 理由

本件請求書の第1の3(4)①から⑨のそれぞれの結論理由は以下のとおりである。

①市長は、不法占拠を行っている当該事業者に対し、直ちに市有地からの仮囲いおよび工事事務所の撤去を命じ、原状回復を完了させるための実効的な措置を講じることについて

この請求に対し、仮囲い（仮設のパネルフェンス）は承認工事許可申請として許可を受けており、また、現場事務所は、土木課の指導により既に撤去されて現状復旧されている。

よって、本請求について、違法又は不当に公有地の管理を怠っている事実があるとまではいえず、請求人の主張には理由がないと判断した。

②市長は、不法占拠が開始された時点に遡り、不法占拠者に対し、市有地の無償利用により得た不当利得（使用料相当額）および損害賠償金を請求するための法的措置（訴訟提起など）を直ちに講じることについて

施工業者は、土木課に対し、水路の管理用道路の公有地上に設置した現場事務に対して、令和7年11月18日に顛末書の提出をし、令和7年12月3日に令和7年10月1日から14日までの不当利得に当たる使用料相当額（河川管理用道路使用損害金）の9,949円の支払いを行った。

以上から、弥富市の財務会計上の損害は補填されたことから、請求人の主張には理由がないと判断した。

③市長は、本件不法占拠について刑事事件の可能性を視野に入れ、直ちに警察等捜査機関への告発を行うことについて

この請求に対し、市有地に対する現場事務所の不法占有は、公有地が無許可で使用され問題となる余地が予見されたが、業者から顛末書の提出があり、土木課の指導により速やかに撤去されている。

よって、施工業者の行為の違法性や結果の重大性が低いことを鑑みると、告発すべき事案であるとまではいえないと判断した。

④市長は、建築主の法令遵守体制の欠如を理由として、関係行政庁に対し、建設業法に基づく厳正な監督処分（建設業許可の取り消し等）を求め、その結果を市民に公表することについて

この請求に対し、市有地に対する現場事務所の不法占有は、公有地が無許可で使用され問題となる余地が予見されたが、業者から顛末書の提出があり、土木課の指導により速やかに撤去されている。

よって、本件は請求人が求める関係行政庁に対し、建設業法に基づく厳正な監督処分を求める事案であるとまではいえないと判断した。

また、公表については、法 242 条第 5 項で監査結果を公表する規定になっている。

⑤市長安藤正明氏は、本件の不作為により市に生じた損害について、指揮監督上の過失の責任に基づき、弥富市に対して当該損害額を賠償することについて

請求人は、市長に対して損害賠償を求めていたが、昭和 61 年 2 月 27 日の最高裁判例によれば、「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務その他公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負い、予算についてその調製権、議会提出権、付再議権、原案執行権及び執行状況調査権等広範な権限を有するものであって、その職責に鑑みると、普通地方公共団体の長の行為による賠償責任については、他の職員と異なる取扱をされることもやむを得ないものであり、右のような普通地方公共団体の長の職責並びに前述のような法 243 条の 2（現行法は法 243 条の 2 の 8）規定の趣旨及び内容に照らせば、同条第 1 項所定の職員には当該地方公共団体の長は含まれず、普通地方公共団体の長の当該地方公共団体に対する賠償責任については民法の規定によるものと解するのが相当である。」とされていてことから、市長は、法第 243 条の 2（現行法は法第 243 条の 2 の 8）第 1 項の職員の賠償責任の対象となる職員でなく、民法上の債務不履行また

は不法行為に基づく損害賠償責任を問えるかどうかということになる。

市長は、現場事務所の不法占用に対する予防・阻止するための具体的指揮監督措置を必要とするような具体的な予見可能性があったとまではいえず、指揮監督の懈怠は認められないことから、市長に民法上の損害賠償を求めることはできないと解される。

なお、所管担当職員の賠償責任については、法第 243 条の 2 の 8 の規定により損害賠償を請求できる損害は私的流用を目的とした行為等、故意または重大な過失が認められる行為により生じた損害に限られるものと考えられるので本件には当たらない。

以上のことから、市長及び所管担当職員に損害賠償を求めるることは認められない。

よって、本請求について、請求人の主張には理由がないと判断した。

⑥市長は、本件黙認に関与した担当職員に対し、地方公務員法に基づく厳正な懲戒処分を行うことについて

いかなる事実が法 242 条第 1 項に規定する「財産の管理を怠る事実に」該当するかについては、「公有財産を不法に占用されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等をいう。」（昭和 38 年 12 月 19 日付け自治省行政課長通知）とされており、横浜地方裁判所平成 20 年 5 月 14 日判決では、「普通地方公共団体の執行機関は、公有財産たる土地（法 238 条 1 項 1 号）が第三者に占有され、時効取得等によってその財産価値を減少するおそれが生じている場合には、これを阻止する義務を負い、これを行わないことが、不法占用開始の事情、交渉の経緯、放置期間の長さなどの諸要素を総合的に考慮し、当該執行機関の裁量権の逸脱又は濫用と認められる場合には、法 242 条 1 項所定の財産管理を違法に怠る事実に該当するものと解することができる。」と判示されている。

本件の担当の土木課職員の行政事務に関し、「何らの是正措置を講じない場合等」、「不法占用開始の事情、交渉の経緯、放置期間の長さなどの諸要素を総合的に考慮し、当該執行機関の裁量権の逸脱又は濫用と認められる場合」には該当しないと解するのが相当であることから、本件の施工業者に対する土木課の対応が違法又は不当に財産の管理を怠っているとまでとはいえないと判断する。

よって、本請求について、請求人の主張には理由がないと判断した。

⑦市長は、工事用フェンスで囲まれた部分の市が所有・管理する土地の使用について、弥富市公用物管理条例第 8 条に基づいて使用料の徴収をするようの請求を行うことについて

まず、同条例の「公共用物」の定義は、同条例第2条で河川法の適用又は準用を受けない水系のうち市長が指定したもの、道路法の適用を受けない道路のうち国及び市の所有に係るものとなっており、本件の水路用管理道路は河川法の適用になり、市道鰯浦302号線は道路法の適用をうける。よって、同条例の規定は適用されない。

次に、代表請求者はパネルフェンスに囲まれているという事実を基に、水路管理用道路と市道鰯浦302号線をマンション建設のために一体的に使用しているので平島開発工事と同様の占用工事であると主張する。

現状は、市が要望して設置されたパネルフェンスに囲われている状況であり、両道路区域をマンション建設のために独占排他的に施工業者が占用し使用しているといえるまでの事実はない。

よって、本請求について、違法又は不当に公有地の管理を怠っている事実があるとまではいえず、請求人の主張には理由がないと判断した。

⑧不正に使用した部分については、弥富市公共用物管理条例第19条に基づき過料を徴収せよとの請求について

上述の説明において、弥富市公共用物管理条例には該当しないので、水路用管理道路に設置された現場用事務所に対し、弥富市行政財産目的外使用料条例を斟酌して不当利得における使用料相当額を支払っていることに対し、同条例の第7条の過料に読み替えて判断する。

住民監査請求における、法第242条第1項所定の怠る事実に係る公金の賦課若しくは徴収とは、その性質上、普通地方公共団体の財政の維持及び充実を目的とする財務会計上の行為に限定され、これ以外の行為については、結果的に普通地方公共団体の財政に影響を及ぼすものであるとしても、同項所定の怠る事実に係るものとはいえないものと解され、行政罰の一種である過料を科すことは財政の維持及び充実を目的とする財務会計上の行為とはいえない（徳島地裁平成2年11月16日判決参照）。

よって、弥富市が施工業者に対し過料の徴収をしないことは、財務会計上の行為である公金の賦課若しくは徴収を怠る事実に該当しないものと解される。したがって、本請求について、法第242条第1項に定める要件を具備しない不適法なものであると判断する。

よって、法第242条第1項に定める要件を欠くものであると判断した。

⑨市が所有・管理する土地に敷かれた鉄板について、占用状態であるから使用料を徴収することについて

この請求に対し、敷鉄板については承認工事許可申請で取り扱っており、使用料相当額は徴収しないことになっている。

よって、本請求について、財務会計上の行為又は怠る事実により弥富市に損害を与えた事実はないので、請求人の主張には理由がないと判断した。

6 意見

所管職員による、承認工事申請事務の中で、誤記載があったことは職員の事務の理解不足や過信が原因であるが、組織としてのチェック体制が機能しなかったことも一因である。所管課として、要因を究明し再発防止を講じていただきたい。

また、本件請求は、代表請求人が不法な占用物件である現場事務所を最初に発見し、市が不法占用を容認、放置していると考え、市に対する不信の念を抱いて住民監査請求に至ったものと推察され、このことを真摯に受け止め、公有財産の管理者としての責務を改めて自覚し、公有地の適正な管理が行われるよう合わせて要望するものである。